説 明 資 料
（経済対策関係）

長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度（案）

改正案の概要

長期保有株式
　　所有期間1年超の上場株式及び
　　店頭登録株式

特別控除
　　申告分離を選択したその年中の
　　長期保有株式に係る譲渡所得 － 100万円

適用期間
　　平成13年10月1日以降の譲渡
　　（平成15年3月31日まで）

その他
　　譲渡株式に関する明細書を添付した
　　確定申告書を提出

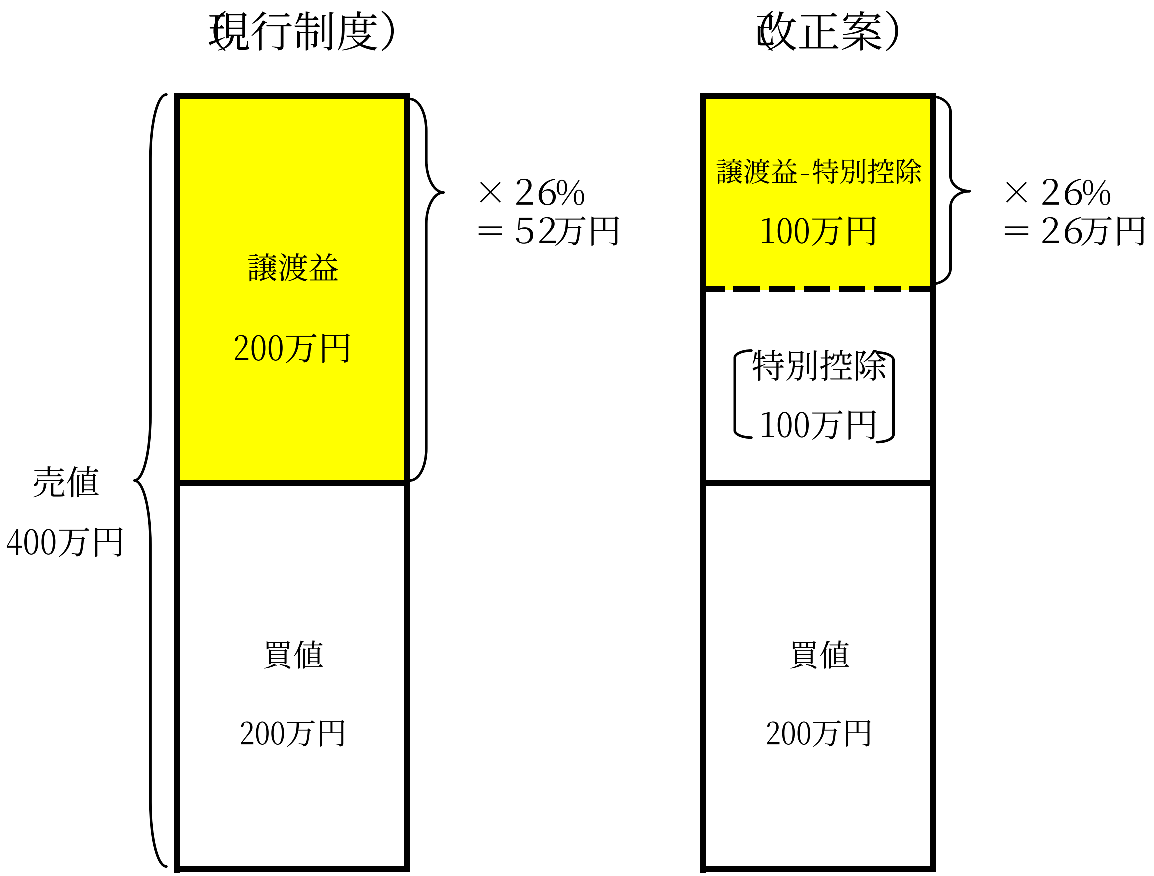

（参考）源泉分離課税を選択した場合の税負担：売値×1．05%

自己株式の取得・保有制限の見直し（商法改正案）

取　得
（目的規制なし）

一般的な取得
- 株主総会で取得株式を授権
- 財源規制・・・・・配当可能利益、法定準備金（※）
- 取得方法の規制・・市場買付、公開買付、相対取引

その他の理由
（合併、反対株主の買取請求等不可避的な自己株取得）
- 財源規制・・・・なし

※　法定準備金については、株主総会決議・債権者保護手続を要する

保　有

保　有
- 総数制限・・・・なし
- 期間制限・・・・なし

処　分

- 消　却
- 代用自己株
- 一般的な処分（新株発行の手続規定を準用して行うもの（平成14年4月1日～）
- その他の処分

今国会で手当

（参考）公開買付による自社株取得（消却目的）に応じた個人株主に対する税制上の特例を措置（平成７年、10年）
（注）この他、株式の純資産額規制の撤廃等の商法改正も予定

自己株式の取得・保有制限の見直しと課税関係（改正案）

	現　　　行	改　　正　　案
自己株式の商法上の取扱い	○原則禁止 （取得を消却目的等に限定）	○一般的な取得を認める （取得目的・保有についての制限なし） ※　いわゆる金庫株の解禁
課税関係	○売却株主 市場売却 ――→ 譲渡益課税 公開買付（個人）→ 譲渡益課税 その他の場合 ――→ みなし配当課税・譲渡益課税	○売却株主 市場売却 ――→ 譲渡益課税 公開買付（個人）→ 譲渡益課税 その他の場合 ――→ みなし配当課税・譲渡益課税
	※　現行の消却目的の取得の場合と同様の課税を行うもの。	

（注１）課税関係については、現行は消却目的の場合、改正案は一般的な取得の場合を記載している。
（注２）株主が受け取る対価のうち、売却した株式に対応する資本等の金額を超える部分は原則として配当とみなす。
※　その他、商法改正案の内容を踏まえ、所要の規定の整備を行う。

ETF（上場型株式投信）について

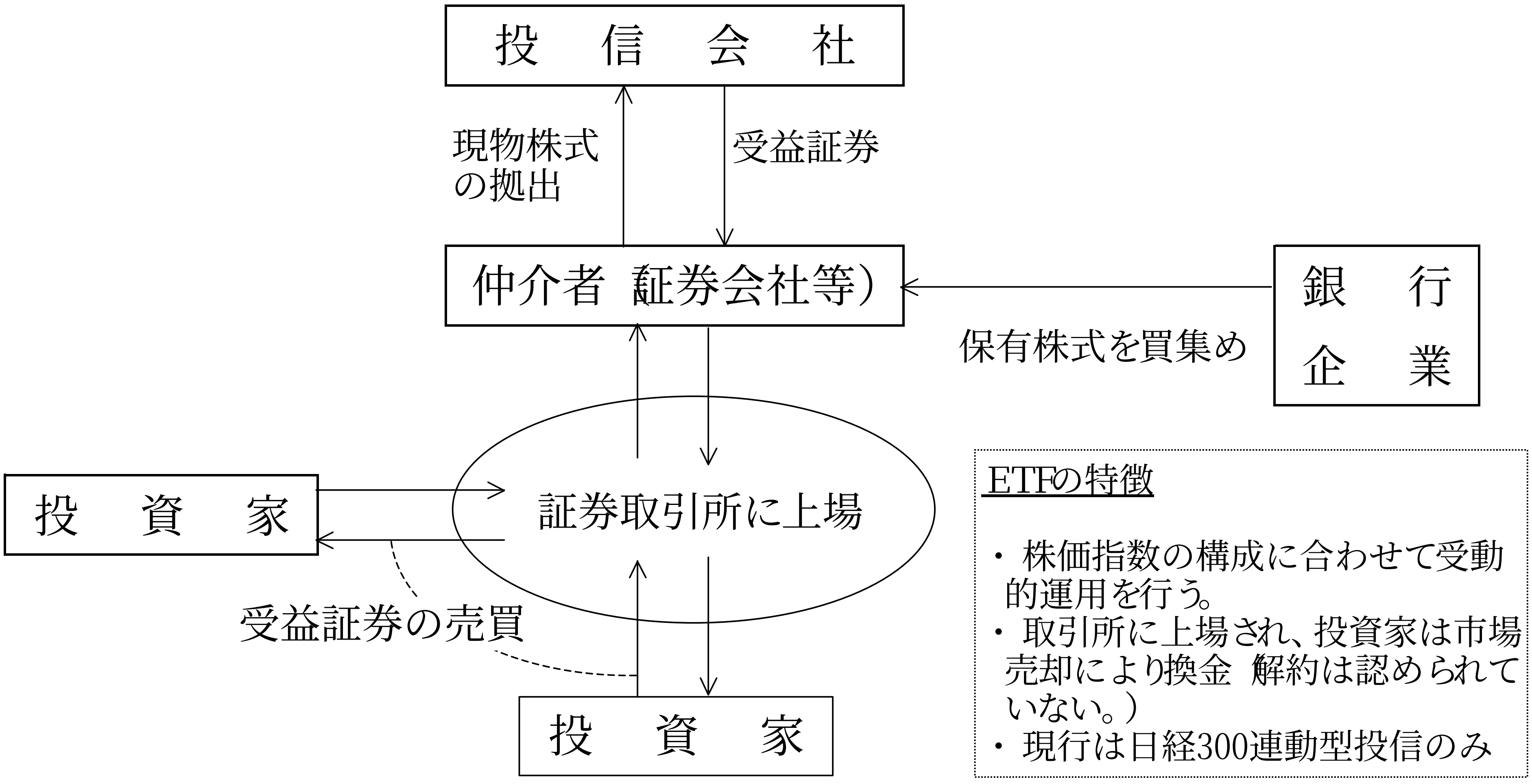

（改正案）新たに導入される上場型株式投信（ETF）について、現行の日経300連動型投信と同様の課税（株式並み課税）を行う。

- 収益の分配　－　配当課税
- 譲渡益　　　－　株式譲渡益課税

老人等の少額貯蓄の利子所得非課税制度

○　対象　　　　65歳以上の者、障害者等

○　限度額（元本）

・　少額貯蓄　　350万円　　預貯金　貸付信託　公社債　証券投資信託

・　少額公債　　350万円

・　少額郵貯　　350万円

計　　　　　1,050万円

（証券投資信託の内訳）

・公社債投資信託

・一定の株式投資信託

要　件

①　運用の基本方針＝安定した収益の確保を目的

②　株式の組み入れ比率＜70%

③　同一銘柄の株式への投資比率≦5%

④　①～③の要件を信託約款に記載

（改正案）

②、③の要件を撤廃